



2教委 第59号
令和2年4月13日

珠洲市立小中学校長 様
珠洲市立義務教育学校長 様

珠洲市教育長 多田 進郎



珠洲市小中学校・義務教育学校における一斉臨時休業等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染予防の対策にあたり、児童生徒及び教職員への保健指導・健康管理等にご尽力いただき、ありがとうございます。

このたび、政府及び石川県の「緊急事態宣言」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策のため、本市の小中学校・義務教育学校において下記のとおり措置をとることとなりましたので通知します。

なお、4月30日の時点で諸状況を踏まえ、改めて対応等を決定いたします。

記

- 1 令和2年4月16日（木）から5月6日（水）までの間、学校保健安全法第20条に基づき、珠洲市立小中学校・珠洲市立義務教育学校において、一斉臨時休業の措置をとることとします。また、休業期間中の登校日等については、各学校へ別途通知します。児童生徒へは外出をできるだけ控え、自宅等で過ごすようご指導願います。
- 2 上記期間中、小学校1～3年生の児童について、前回の対応と同様に、学校及び放課後子ども教室で児童を受け入れ、見守りを行います。保護者関係書類の手続き等については別途お知らせします。

事務担当
教育委員会事務局 学校教育係
参事兼次長 山岸昭彦 TEL82-7816